



長野県報

2月1日(月)
平成28年
(2016年)
第2744号

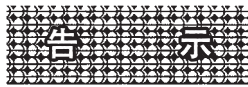
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	2
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	2
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2

公告

表彰規則に基づく表彰(人事課)	3
特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課)	3
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧(農村振興課)	3
皆伐面積の限度(森林づくり推進課)	8



告示

長野県告示第51号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年2月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村四徳170の1、1030の1、1033
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第52号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成28年2月1日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2872の1、2872の73、2872の74、2872の76、2872の77、2872の84、2872の117、2872の118、2872の123、2872の124、2889のロ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第53号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成28年2月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

中波田(1)

- 2 一部について指定を解除する区域

松本市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県松本建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第54号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年2月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称

日野、中ノ貝、足崎、日影、栗本、堀越、菅の田、坂森、平出、楡室、荻、榎の尾、平畑、北足沼、南足沼、法道、宮の平、小実平、豊盛、ふすま、天崎、清水、相道寺、中島南及び中島

- 2 指定の区域

北安曇郡池田町及び東筑摩郡生坂村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県木曾建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年2月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月1日

長野県木曾建設事務所長 塩入 信一

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 南木曾停車場線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町読書字大沢田3788番の5地先から 木曾郡南木曾町読書字町3903番の3地先まで	旧	4.8~8.5 m	0.1000 km
同 上	新	4.8~8.5 6.4~17.5	0.1000 0.1119

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 木曾福島停車場駒ヶ岳線
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡木曾町福島79番の3地先から 木曾郡木曾町福島76番の3地先まで	旧	6.0~9.6 m	0.0800 km
同 上	新	7.0~28.8	0.0800

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年2月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年2月1日

長野県木曾建設事務所長 塩入 信一

- 1(1) 路線名 南木曾停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 木曾郡南木曾町読書字大沢田3788番の5地先から
 木曾郡南木曾町読書字町3903番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年2月1日
 2(1) 路線名 木曾福島停車場駒ヶ岳線
 (2) 供用を開始する区間
 木曾郡木曾町福島79番の3地先から
 木曾郡木曾町福島76番の3地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年2月1日
 3(1) 路線名 上松南木曾線
 (2) 供用を開始する区間
 木曾郡上松町大字荻原80番の9地先から
 木曾郡上松町大字荻原127番の2地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年2月1日

道路管理課